

第59回甲州市ふるさと武田勝頼公まつり出店要綱

この要綱は、甲州市ふるさと武田勝頼公まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が「甲州市ふるさと武田勝頼公まつり」を住民参加のまつりとするため、地域特産品、地域特産物を原料にした加工品等の販売等の出店を許可するときの基準を定めることを目的とする。

1. 出店日時

令和6年4月28日（日）	搬入時間	8：30～ 9：00【キッチンカー】
		9：00～10：00【テント出店】
	開店時間	10：30～15：30（予定）
	搬出時間	16：00～17：00

2. 出店会場・出店募集数

旧甲州市立大和中学校校庭（山梨県甲州市大和町初鹿野1643番地）

【テント出店】約20店舗

【移動販売車両（キッチンカー）】約5店舗

※出店場所の配置については、実行委員会事務局でその他の出店状況などを考慮し、決定させていただきますので、ご希望に添えない場合があることを予めご了承ください。

3. 販売または展示等品目

- （1）地域特産品
- （2）地域特産物を原料とした加工品
- （3）その他「武田勝頼公まつり」にふさわしいと実行委員長が認めたもの。

4. 出店料・基本ブース仕様（※出店料は後日窓口へ）

- （1）出店料は1区画（奥行3.6m×幅3.6m）につき、5,000円を基本額とする（机（2台）及びイス（3脚）つき）。

移動販売車両（キッチンカー）出店する場合、出店料は3,000円とする。

	飲食・物販ブース	
	テント出店	キッチンカーの場合
出店料	5,000円	3,000円
1区画	奥行3.6m×幅3.6m	1.5tトラック以上は不可
物 品	机（2台）及びイス（3脚）	

※テント、必要な備品、燃料、電源、表示看板等は申請者（団体）が用意するものとする。

- (2) 出店料は、出店許可が下りた出店者に対し郵送等で連絡後、納入することとし、納入後の返還は行わない。
- (3) 実行委員長が認めたものは、出店料を免除することができる。
※金銭の授受の伴わない無料配布や啓蒙活動、障害者福祉施設に該当する団体、友好都市推薦団体など。

5. 出店者

山梨県内に在住し、下記に該当するもの又はその他実行委員長が認めたもの。

- (1) 市内で活動、営業している団体及び個人。
- (2) 友好都市関係機関から推薦された団体。
- (3) 暴力団関係者等適当でないと思われる団体及び個人ではないこと。
- (4) その他実行委員長が認めたもの。

6. 出店申請

出店を希望する者は、以下の必要書類を揃え、甲州市ふるさと武田勝頼公まつり事務局（甲州市観光商工課内）に持参、郵送またはFAXのいずれかの方法で提出するものとする。

- ①第59回甲州市ふるさと武田勝頼公まつり出店申請書
- ②出店平面図
- ③提供食品の概要（飲食物取り扱い時のみ）
- ④出店従業者名簿
- ⑤誓約書
- ⑥出店当日出店者全員の身分証明書（写し）
- ⑦食品衛生法に基づく営業施設許可書のコピー（艇供する食品が既製品でない場合）

※出店募集数を上回る申込みがあった場合は、市内の出店希望者を優先させていただきます。

7. 募集期間

令和6年1月29日（月）～2月19日（月）

8. 出店許可

- (1) 実行委員長が出店を認めた場合は、許可書を発行し、出店中は携行することとする。
- (2) 実行委員長は申請内容に虚偽記載があった場合、まつりに不相当と認めた場合は許可を取り消し、また出店中であっても、即刻閉店させることができる。この場合、出店料の返還は行わないものとする。

9. 出店場所

- (1) 出店の位置は、実行委員長が指示するものとする。

※出店場所の配置については、実行委員会事務局でその他の出店状況などを考慮

し、決定させていただきますので、ご希望に添えない場合があることを予めご了承ください。

10. 留意事項

- (1) 食品を提供する場合は、次の衛生管理に留意して食中毒防止に努める。
 - ・原材料等のカットなどの下処理は原則、調理室等の食品を衛生的に取り扱うことのできる施設で事前に行う。(テント内で原材料等の下処理は行わない)
 - ・原材料等は適切な方法で保存する。(肉・魚などは、クーラーボックスまたは冷蔵庫等での冷蔵保存等)
 - ・手指等の消毒設備を設けるか、近くに手洗い設備のある場所で衛生的な食品の取り扱いを行う。

※同封の「イベント等における食品取扱いの指導指針」もご一読ください。
- (2) 火気を取り扱う場合は、テント内に必ず「消火器」を設置する。
- (3) ゴミの減量化に取り組んでいるため、出店者のゴミは必ず持ち帰る。
- (4) 山梨県暴力団排除条例施行により、管轄警察署から代表者（出店責任者等）に対し、本人確認がある場合がありますので、予めご承知おきください。
- (5) この要綱に定めるもののほか、実行委員長が必要と認めたときは、出店の許可を受けたものに指示することができるものとする。